

H23. 3. 27

10:00 時点

住宅局

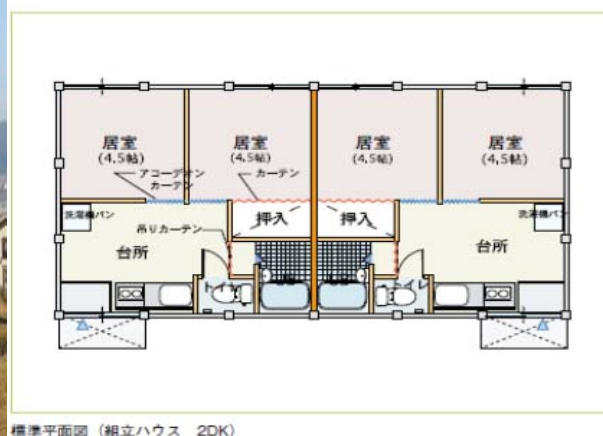
応急仮設住宅の供給について

- ・ 応急仮設住宅について、概ね２ヶ月で少なくとも約３万戸程度が供給できるよう、国土交通大臣から（社）住宅生産団体連合会会長等に要請。
- ・ 被災各県の要請にこたえられるよう供給の促進を要請。

① 応急仮設住宅の標準的な平面等



(9 坪：約 30 m²、長屋形式、戸境壁は木質パネル 等)



標準平面図（組立ハウス 2DK）

② 応急仮設住宅の供給者

○（社）住宅生産団体連合会が中心となって、各社協力して供給。

③ 供給

○岩手県が 8,800 戸、宮城県が 10,000 戸、福島県が 14,000 戸を当面の必要戸数として、栃木県が 145 戸、千葉県が 230 戸、長野県が 40 戸を必要戸数として（社）プレハブ建築協会に対し建設要請。（発注者は各県知事）

○3 月 14 日に大臣より、（社）住宅生産団体連合会に対し概ね２ヶ月で少なくとも約３万戸を供給できるよう要請。

さらに、3 月 15 日に各県の要請にこたえられるように供給の促進を要請し、調整中。（通常のプレハブ用の生産ラインの活用を検討）

（注）1 戸当たり 30 m²、キッチンユニット、バスユニット、トイレ及び内装材は別途調達して現地で組み合わせることを前提とし、別途、現地での施工に 3 週間必要。

○岩手県、宮城県、福島県の 3 県に対し、建設用地の確保要請及び建設支援のため、3 月 12 日より国土交通省職員 4 名を派遣するほか、3 月 17 日より東京都、大阪府、兵庫県、都市再生機構からも現時点であわせて 22 名の職員を順次派遣。

○岩手県が 4 地区（632 戸）、福島県が 4 地区（235 戸）で着工したほか、宮城県においても建設用地を確保し、早期に着工する予定。

○住宅関連資材不足に対応するため、3 月 17 日に農林水産省、経済産業省、環境省及び国土交通省（事務局：住宅局）で対策会議を設置し、対応を協議。